

第 7 回市民公開講座記録

- 1 年月日：2017 年 12 月 16 日（土）午後 1 時から 4 時 30 分
- 2 場 所：星川一丁目自治会館
- 3 参加者：45 名（会員 21 名 賛助会員 9 後見の支援室 2 厚生労働省 1 区役所 1 名
障害者団体 3 NPO 法人 2 団体 2 横浜市社協 1 その他 5）

4 内 容

- (1) 開会の言葉 司会者 篠崎 美代子
- (2) 主催者挨拶 よこはま成年後見つばさ 理事長 須田 幸隆
- (3) 基調講演 法人後見への期待 講師：横浜国大成長戦略センター 西森 利樹 氏
講演の概要は、以下のとおり。（配布された資料を基にパワーポイントで講演）

「法人後見とは？ 法人が成年後見人になること」として法人の本質論・法人種類等の説明から「法人」についての解説があった。その上で、後見制度の理念や制度の仕組み等について説明があった。

成年後見の始まりから制度改正への議論及び法人後見をめぐる状況の説明があった。禁治産制度では後見人は一人でなければならないとされ、成年後見制度となった立法過程でも法人後見を否定する見解が多く、現在も例外的とする考え方がある。2013 年の 3.11 被災以後、被災地の成年後見人確保が課題となり学会でも「個人後見が基本的スキーム」とする考えからの脱却の意見が出てきた。法人後見のメリット・デメリットについても説明があった。

法人後見の役割については、法制審議会民法部会成年後見小委員会や衆参法務委員会の国会審議等での議論を紹介して、利用者の多様なニーズに応える方策として“成年後見の選択肢を広げる”観点から法人後見についての議論がされた。そのための法人の形態や利益相反の回避が論じられてきた。しかし、それは法人後見に対する積極的な役割を想定したものではない。

では、今後の法人後見をどう考えるのかについて、近年の高齢社会の現状から「地域包括システム」の推進が求められ、支援体制においての、地域での“生活の継続性の確保”が重要になっている。また、障がい者支援においても個性を尊重して継続的支援の下で安心して暮らすことのできる地域社会の実現が必要である。法上の継続的支援に関する規定はどこにもないが、実務上は継続性を特性としており、法人後見はチーム対応、専門的対応、ネットワーク形成等で個人後見より期待されている。地域生活支援における生活継続性確保には、成年後見は法人後見によるべきと。

制度上、財産管理が主であるが、法律上はどこにも主であるとは書いていない。被後見人の多くは身上面での支援を望んでいる。財産の有無と支援の必要性は無関係である。低所得であ

っても制度利用促進の中での議論が必要である。「公後見」を取り入れている国もある。個人がやるにしても行政が支援する仕組みが必要である。

後見において個人に全責任を負わせるのは不安定。事故防止のために行動制限するのは個人の限界を不安視する措置だが、どうなのか？一人でやれないから法人という概念が生まれた流れと同様に利用者にとっても安心できる体制が重要である。利用する方たちの未来を安定的に考える支援体制を考える視点からも、法人後見に期待したい。

質疑応答

<Q> 無報酬、良い親族関係維持等について親族後見の良さもあるのもっと取り上げられても良いと思うが。

<西森> 海外では家族が多い。家族の愛情をもって行う係わりは必要。その愛情は後見でなくても良い。多くの家族は、「患わしい」とか「ストレス」と話していたが、介護の責任を解放しように家族の関わりをなくしても良いのではないか。

<Q>障がい者制度で自由契約できるようになってきているが、「公的支援」とはどうなることか。

<西森>自由契約の観点は、「本人の意思を抜きにしてはできない」へと変わったと思っている。障害も高齢も共に本人を主体にしながらより安定的なものとして隙間を埋めていく、公的観点を持つ本人へのトータル支援体制ができること。

(4) シンポジウム 「法人後見の実践から」

コーディネーター：西田 ちゆき (NPO 法人 よこはま成年後見つばさ 理事)

コメンテーター：西森 利樹 (横浜国大成長戦略センター)

シンポジスト：NPO 法人 成年後見かけはし 副代表理事 川田 雪野

NPO 法人 かわさき権利擁護センター理事長 明石 洋子

NPO 法人 よこはま成年後見つばさ 理事長 須田 幸隆

西田コーディネーターの進行により自己紹介の後、各シンポジストより以下の発言があった。

●法人後見実施契機と現状について

明石：2007年12月法人設立。障害児親で立ち上げ。私たちは5つの親の会が集まってできた組織である。そのため、それぞれ自分の子どもの障害についてはわかるが、それ以外の障害については理解していなかったもので、その勉強から行った。地域での権利擁護から後見制度、法人後見へとなった。各種専門家集団により当初、利益相反の課題から会員弁護士の個人後見とNPOの複数後見から始まり、現在はNPO単独となった。家裁は市民後見人を認めなかったが今は変わってきた。「欠格条項撤廃」へと取り組んでいる。会員1850人(配布の冊子「はばたき」参照で説明)。認知症の母親と障害の息子の場合、母親には後見人が必要だが、息子にはいらぬんじゃないかといわれたことがある。20歳を過ぎているのに、親権はなくなるけどいいんだといわれた。疑問に思い、その後、私は、東京大学の市民後見人の勉強会をしたが、市民後見人は認めないと聞き、社会福祉士を取得した。その他、選挙権の裁判を傍聴するなど欠

格条項について疑問に思い、成年後見制度の利用による欠格条項の撤廃について運動してきた。常に何をしたらいいか考えている。会員を全員受任することはできない。収入がなくても報酬として2万3000円必要である。成年後見制度を使わなくてもよい障害者福祉のシステムを望んでいる。

川田：県央福祉会で成年後見プロジェクト立ち上げから関わってきた。プロジェクトの取り組みの中から法人後見を知り、2014年法人化した。保佐人の引継からスタートし、今年9月受任。

県央福祉会は100以上の事業所を展開する法人である。グループホームも30か所ある。グループホーム入居者のうち、20%は50歳代で高齢化してきた。私自身グループホームの職員も兼務していたとき、困った時には親と相談しながらやってきたが、親も高齢化してくるし、どうしようと感じていた。プロジェクトへの関与を6年前に打診され、ラッキーと思った。その後職員だけの勉強会を月1回から2回重ねてきた。親との出会いがあり、行政書士事務所を開業したとある親御さんからはがきをもらったのをきっかけに、その方にも勉強会に来てもらい、立ち上げに携わってもらった。また、知り合いの弁護士やつばさの須田さんにいろいろと教を乞うた。先行するいろんな法人を訪ねて、後見にどのように取り組めばよいかヒアリングを重ねた。その結果、しっかりした組織化の必要性を認識し、4年かけて作っていった。2014年にNPOが承認され、弁護士の力を借りて1名、法人内の施設入所者の後見人として受任した。その方は、保佐類型を利用している方で、親が高齢化したので交代した事例である。

現在、かけはしは受任事業と相談事業を実施している。人材育成に関しては、市民後見人的な方を対象に養成している。家族への勉強会も年3回くらい実施している。

須田：2013年の震災を契機に区役所の福祉職OBのメンバーで法人設立。資料の受任状況のとおり、延57件受任。会員71人。毎年担当者養成講座を開講。

●ご苦労されていること

川田：事務局体制の確立。個別対応に重いものもあり、価値観のズレのすり合わせ等必要。市民後見人はバラエティに富んでいて可能性がある。会議に順番に出てみて、どういう記録を作り、どのように保管していくのが課題である。連携については県央福祉会での経験が生かせる。

市民後見人の方が入ってきて活動してくださるのはいろんな感覚がはいつてくるのが大切であると思うので期待している。

明石：財政的問題。基盤が乏しい。報酬が捻出できずボランティア。経済的盤とスタッフ確保。(配布の冊子はばたきP14にある“成年後見制度の課題とその見直し”について説明があった)相談されたケースについては、社協に障害も受けてほしいと働きかけ、受けてもらっている。養成も始めた。会員をすべて受任しようとは思っていない。いろいろと検討して、最後の選択肢として法人後見を位置付けている。基本的には複数後見がいいと思っている。担当者は本人が選ぶようにしている。興味深いことに、若いからという理由で担当者を選ばない。「母親に似ているから」という理由でその方は担当者を選んだ。担当者には市民感覚で外出支援などもサ

ポートしている。入所施設でけがをした被後見人さんの事例などは、本人からの訴えはなかったが、会いに行った。親はなかなか施設に意見を言えないけれど、後見人として言ったらすべて改善するよう意見を言えた。親が言えなかったことを後見人が言えると思う。外出なども連れ出してくれるのは、施設側は承認してくれる。

須田：受任57件中ホームレスだった方が3人いる。市の利用支援事業では、申立費用助成は区長申立てのみ。区長及び健康福祉局長宛制度改善を申し入れた。成年後見制度は、単なる財産管理の制度ではないのは言わずもがな。

●法人後見のデメリットと評価について

明石：複数後見が良い。5人のスタッフと会っていただき、本人に選んでいただいている。親に言えないこと後見人に言える。

川田：法人設立時の弁護士の助言で、第三者評価委員会を設置。年1回、事業報告に対して評価をしてもらっている。税理士からも財務評価をもらっている。

須田：スーパーバイザーを配置しているので実質的に複数担当。つばさ独自の第三者評価システムはできているが、実施は未だ手探り中である。

西森：民法は財産管理の視点であり、法人評価は社会福祉法の視点でやるべきである。意思決定支援が具体的に見えてこないが、法人だからこそ経験を生かしてやれる方法を見つけたい。本人の不満はあんしんセンターでは受けきれない。公後見制度が必要。

●明石さんの「糸賀一雄記念賞」受賞について

今年の「糸賀一雄記念賞」を明石さんが受賞されましたのでご紹介し、明石さんからは、共に受賞式に参加された息子様やご主人様とのことと、かわさき権利擁護センター設立準備会発足10周年のことも触れて、明石さんの熱意と人柄を感じるユーモアのあるお話がありました。

●会場から

社会福祉法人 S より質問：これから法人後見を始めようとしている所への具多的アドバイスをいただきたい。

川田：あっちこっち勉強に行った。いろんな話を聞いて自分たちに会った視点を見つけること。

明石：別組織が良い。親の会として別組織を作った。

須田：社会福祉法人の「法人のサービス利用者に対して、当該法人が後見をする」ことは、利益相反であり出来ない。利益相反の恐れが高いとされ家裁から拒否されるので、管轄の家裁と事前によく相談されるとよい。

最後にコーディネーターの西田さんより、講演もシンポジウムも共に中身の濃い話であり、法人後見への期待を確信する有意義な会となったとの結びのことばで終了した。

以上

2017年度 市民公開講座アンケート集計結果



参加者 45名 回収 20名 (回収率 44.4%)

お住まい、職種についてお尋ねします。

お住まい

市内 12名 (内保土ヶ谷区 5) (60%) 県内市外 2名 (10%) 県外 6名 (30%)

職種

福祉関係 12 (60%) 後見関係 5 (25%) 行政 (横須賀市)・社協各 1 (5%)

その他 (家族) 1 (5%)

●基調講演について

- 1、大変良かった 9 (45%) 2、よかった 9 (45%) 3、普通 1 (5%)
4、よくわからなかった 0 5、回答無し 1 (5%)

- ・法人後見の果たすべき役割が理解できた。特に地域包括ケアシステムの確立について成年後見の位置づけ、法人後見の役割が明らかにされた点が非常に参考になった。
- ・法人後見の必要性がよく理解できた。
- ・後見制度の理念を法人で継続しトライしていくことの重要性が理解できた。
- ・家族には家族にしかできない関りをして貰う方が良いのでないか。
- ・仕組みからの解放には納得。
- ・親族後見を行うことで、本人が使うお金の流れが分かったうえで人に託していくのが良いと思っていたが、親族に相応しい関りを持てば第三者後見に任せて良いと理解できた。
- ・分かりやすく、どのように制度が変化してきたのかその理由が少しは理解できた。
- ・スタートしたばかりのNPO法人として大変参考になった。法人後見に対する考えに自信をつけることができた。
- ・法人後見は一人の考えに偏らず、また一人の後見人の資質に関わらず支援が適切にできる法人後見の良さを認識していた。当初は法人後見制度が認められずいたことに驚いた。
- ・公的後見も必要な方に提供されることを望みます。
- ・立派な考え方をされており今後の活躍を期待します。
- ・法人後見の今後の役割や必要性が、よくわかった。
- ・被後見人にとっての法人後見のメリットが良く見えた。
- ・意思決定支援の重要性、特に障がいのある方の支援は継続性が不可欠だと分かった。
- ・法人後見の将来展望ができた。
- ・今まで簡単に考えていたが奥の深い講演で勉強になった。
- ・こうであろうと推測するのではなく、文書を探して制度の理論を固めていたことに感慨を受けた。
- ・禁治産制度から成年後見制度までのプロセスや現状を数値化しての話は分かりやすかった。

- ・法人後見に積極的な姿勢が伺えた。

●シンポジウムについて

大変良かった 1 (55%) 2、よかった 9 (45%) 3、普通 0

4、よくわからなかった 0

- ・各々経済的に厳しいと言われながら楽しそうに話されており、やりがいのある活動をされていることを再確認できた。
- ・地域、他機関、他職種との連携が社会や制度を変えていくと感じた。
- ・具体的な内容で分かりやすかった。
- ・本人の権利擁護とは何か、軸に考えながら模索しつつ活動されている話が聞かれ良かった。
- ・レベルの高いシンポジウムでした。これから勉強していくのでご教示ください。
- ・3人の方が各々の地域、事情の中で設立の話や現場の話が伺え有難かった。様々な施設で親たちが立ち上げを考えますが、上手くいかないという話を聞きます。皆さんのエネルギーと笑顔に感動しました。
- ・自分の勉強不足がよくわかった。
- ・参考になった。当法人でも話していきます。
- ・ボランティアの活動には頭が下がります。また、人の確保は介護の面からも大変と思います。
- ・成り立ち、意思決定支援、第三者評価、利益相反
- ・それぞれのNPOによって設立のきっかけや運営状況など三者三様で、聞いていて面白かった。
- ・苦勞話を聞けました。
- ・実践的内容が大変良くわかり、課題が良く分かった。意思決定を大切にしたい。我慢して諦めないで自分らしく生きてもらえるよう。
- ・それぞれの団体の特徴が違い、それぞれが必要な団体と思った。今後の成年後見制度には、国（行政）がもっと支援し、団体運営がしやすいようにしなければいけないと思う。
- ・時間が足りない。
- ・発言は手短に。
- ・具体的な事例をもう少し話してほしかった。
- ・一人ひとりの話時間が長すぎたのではないか。
- ・意見交換をしてほしかった。

●法人後見についてどう思いましたか？

- ・法人後見を発展させるための財政基盤の確立の重要性をもっと認識し、確立する方策を考えてゆく必要があると感じた。
- ・必要であることは、よく理解できた。具体的にどのように支援していくのかが大切だと感じた。
- ・法人後見そのものは良いと思うが、法人の運営（経営）が難しい。
- ・チーム対応で連携しながら支援できる良さを再認識出来ました。
- ・法人後見のメリットを増やし、一人一人の安心が個人ではなくチームで支えられている実感を得られることが求められていると思います。

- ・個人で後見人を受任。西森先生が話しておられたように様々な場面で負担の大きさを実感。
- ・法人後見での受任は、受任する側も安心があった。
- ・個人（家族親族、第三者）後見での負担や、一人の目での後見ではなく、法人後見を利用することで、上手に言えませんが、ご本人の人格・人権に関わる人が多いことで守れていけるように感じました。
- ・法人後見が後見制度の中心となると思えました。
- ・必要性が非常に高く、個人ではやはり難しいと感じました。
- ・今後の主流になる考え方。
- ・法人後見に歩みを進めていこうと思いました。
- ・精神障害の息子の親ですから、数年のうちには考えていかなければと考えております。
- ・必要なことと実感していました。法文書に根拠を求めること、初めての視点でした。
- ・法人後見は今後ニーズが高まってくるだろうと思う。身上監護と意思決定支援の重要性を再認識させられた。
- ・今後、ますます重要になると思う。
- ・成年後見に見られる財産管理における不安（不正等）や身上監護においても、チームで検討することにより手厚い支援ができると思った。支援する方も人間だから体調を悪くすることだってある。その場合も不安のない成年後見が必要。

●全体を通して、ご意見・ご感想をお聞かせください。

- ・今後もこのような講座をどんどんやって欲しい。一緒に勉強していきたい。
- ・とても勉強になりました。ありがとうございます。
- ・とても良い講座でした。今後もよろしく願いいたします。
- ・またこのような会がありましたら参加したいです。
- ・皆様の熱意が素晴らしく、感激いたしました。
- ・時間も構成も良かったと思います。
- ・とても勉強になりました。明石さんの親の強さを感じさせられました。
- ・良いお話を伺えて、幸いでした。ありがとうございました。
- ・今後ともご指導のほどよろしくお願い致します。
- ・法人後見は、制度を利用する方々を守り応援していただくだけではなく、後見人が活動していく上での大きな支えがあると思います。個人・複数ではなく、チームで支えていくことが大切と思っています。良いお話をありがとうございました。
- ・大変勉強になりました。ありがとうございました。
- ・法人後見がこれからの成年後見制度の推進の重要な柱として発展するためには、法人の強化と共に法人後見に取り組む団体が増えていくことが必要ではないか。

以上



①司会・進行 篠崎さん



②基調講演 横浜国大 西森利樹先生



③シンポジウム 明石さん 川田さん



④シンポジウム 西田さん 須田



⑤星川1丁目自治会館一杯

認定 NPO 法人 よこはま成年後見 つばさ 第1回市民公開講座

もっと知りたい! 法人後見

成年後見制度は他人の後見人だけと思いませんか?
チームで対応できる法人後見の魅力を知らせていただく市民公開講座です。

日時 平成 29 年 12 月 16 日(土)13 時~16 時

場所 星川1丁目自治会館 2F(相鉄線星川駅南口徒歩5分)

定員 60名(先着順) 資料代 300円

I 基調講演 法人後見への期待
横浜国立大学法学部法政学専攻法律学専攻後援者
了・博士(法学)、専門は社会福祉法、高齢者法、主要
審判官として、17年近く社会福祉審判部、司法
過程からみた法人後見の制度設計-成年後見の委
員長審議を中心として-、「高齢者の生活継続性の
確保と法人後見の果たすべき役割」等

西森利樹氏 横浜国立大学法学部法政学専攻法律学専攻後援者
了・博士(法学)、専門は社会福祉法、高齢者法、主要
審判官として、17年近く社会福祉審判部、司法
過程からみた法人後見の制度設計-成年後見の委
員長審議を中心として-、「高齢者の生活継続性の
確保と法人後見の果たすべき役割」等

II シンポジウム 法人後見の実践から

NPO 法人 成年後見センターがけはし 副代表理事 川田雲野氏
NPO 法人 かわさき会館がし 権利擁護センター 理事長 明石洋子氏
NPO 法人 よこはま成年後見つばさ 理事長 須田幸隆氏
コーディネーター よこはま成年後見つばさ 理事 西田ちゆき氏

申込み・問い合わせ
特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ
〒244-0006 横浜形原2-1-5 星川1丁目2-5
Tel/Fax : 045-744-5600
E-Mail : info@yokohama-af.jp
<http://www.yo.jp/afsh/haha/tybasa/index.html>

※ 会場はバリアフリーではありませんがご容赦ください。
※ 駐車場はありません。

⑥市民公開講座チラシ